

平成30年2月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
予算議案	27
条例議案	28
一般議案	11
補正予算議案	10
合計	76

No.	件名	要旨
平成30年度予算規模	区分	予算総額
	一般会計	5,630億 100万円
	特別会計	4,019億 9,290万円
	企業会計	2,407億 3,938万円
	合計	1兆 2,057億 3,328万円
1	平成30年度北九州市 一般会計 予算について	予算額 5,630億 100万円
2	平成30年度北九州市 国民健康保険 特別会計予算について	予算額 1,044億円
3	平成30年度北九州市 食肉センター 特別会計予算について	予算額 3億円
4	平成30年度北九州市 卸売市場 特別会計予算について	予算額 9億 8,050万円

No.	件名	要旨
5	平成 30 年度北九州市 渡船 特別会計予算について	予算額 3 億 3,000 万円
6	平成 30 年度北九州市 土地区画整理 特別会計予算について	予算額 18 億 500 万円
7	平成 30 年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計予算について	予算額 1 億 300 万円
8	平成 30 年度北九州市 港湾整備 特別会計予算について	予算額 39 億 6,600 万円
9	平成 30 年度北九州市 公債償還 特別会計予算について	予算額 1,678 億 5,600 万円
10	平成 30 年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計予算について	予算額 1,300 万円
11	平成 30 年度北九州市 土地取得 特別会計予算について	予算額 41 億 500 万円

No.	件名	要旨
12	平成 30 年度北九州市 駐車場 特別会計予算について	予算額 3 億 8,200 万円
13	平成 30 年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算について	予算額 4 億 8,690 万円
14	平成 30 年度北九州市 産業用地整備 特別会計予算について	予算額 5 億 4,580 万円
15	平成 30 年度北九州市 漁業集落排水 特別会計予算について	予算額 3,210 万円
16	平成 30 年度北九州市 介護保険 特別会計予算について	予算額 978 億 1,500 万円
17	平成 30 年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計予算について	予算額 360 万円
18	平成 30 年度北九州市 学術研究都市土地区画整理 特別会計予算について	予算額 24 億 4,700 万円

No.	件名	要旨
19	平成 30 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計予算について	予算額 4 億 3,720 万円
20	平成 30 年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計予算について	予算額 159 億 500 万円
21	平成 30 年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計予算について	予算額 7,980 万円
22	平成 30 年度北九州市 上水道 事業会計予算について	予算額 343 億 126 万円
23	平成 30 年度北九州市 工業用水道 事業会計予算について	予算額 29 億 410 万円
24	平成 30 年度北九州市 交通 事業会計予算について	予算額 22 億 1,633 万円
25	平成 30 年度北九州市 病院 事業会計予算について	予算額 398 億 7,196 万円

No.	件名	要旨
26	平成 30 年度北九州市 下水道 事業会計予算について	予算額 512 億 5,378 万円
27	平成 30 年度北九州市 公営競技 事業会計予算について	予算額 1,101 億 9,195 万円

N o
2 8

北九州市地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正について

(総務局行政経営部行政経営課)

病院事業を行う地方独立行政法人に係る評価委員会の設置等に伴い、
関係規定を改めるもの

- 1 地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会条例の制定に伴う規定の整備（題名、第1条関係）

- (1) 題名の変更

現 行	改正後
北九州市地方独立行政法人評価委員会条例	公立大学法人北九州市立大学評価委員会条例

- (2) 委員会の名称の変更

現 行	改正後
北九州市地方独立行政法人評価委員会	公立大学法人北九州市立大学評価委員会

- 2 条例に引用する地方独立行政法人法の規定の条項ずれに伴う改正（第1条関係）

現 行	改正後
第 1 1 条第 3 項	第 1 1 条第 4 項

- 3 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

N o
2 9

北九州市職員定数条例の一部改正について

(総務局人事部人事課)

公営競技局を新設することに伴い、職員の定数を変更するため、関係規定を改めるもの

1 職員の定数の変更 (第2条関係)

現 行	改正後
市長事務部局 <u>5, 7 0 0 人</u>	市長事務部局 <u>5, 6 5 5 人</u>
	公営競技局 <u>4 5 人</u>

2 施行期日

平成30年4月1日

N o
3 0

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について

(総務局人事部給与課)

国家公務員退職手当法の一部改正により国家公務員の退職手当の額が引き下げられたので、これに準じた措置を講じるため、関係規定を改めるもの

1 普通退職手当の支給率の引下げ（第3条関係）

現 行		改 正 後	
勤続期間	支給率	勤続期間	支給率
1年以上11年未満	100分の87	1年以上11年未満	100分の83.7
11年以上16年未満	100分の95.7	11年以上16年未満	100分の92.07
16年以上21年未満	100分の139.2	16年以上21年未満	100分の133.92
21年以上26年未満	100分の174	21年以上26年未満	100分の167.4
26年以上31年未満	100分の139.2	26年以上31年未満	100分の133.92
31年以上	100分の104.4	31年以上	100分の100.44

2 定年退職手当の支給率の引下げ（第6条関係）

現 行		改 正 後	
勤続期間	支給率	勤続期間	支給率
1年以上11年未満	100分の130	1年以上11年未満	100分の125.068
11年以上21年未満	100分の142	11年以上21年未満	100分の136.614
21年以上25年未満	100分の155	21年以上25年未満	100分の149.122
25年以上27年未満	100分の190	25年以上27年未満	100分の182.797
27年以上31年未満	100分の147	27年以上31年未満	100分の141.427
31年以上35年未満	100分の143	31年以上35年未満	100分の137.5754
35年以上	100分の79	35年以上	100分の75.9884

(次頁に続く)

(続き)

3 退職手当の基本額の最高限度額の引下げ（第6条の4関係）

現 行	改 正 後
退職日給料月額に49.59 を乗じて得た額	退職日給料月額に47.709 を乗じて得た額

4 施行期日

平成30年4月1日

No
31

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(総務局人事部給与課)

保健環境研究所の組織改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 保健環境研究所食品衛生検査所を同研究所管理係に統合することに伴う、感染症予防等業務手当の支給範囲等の改正（別表関係）

現 行		改正後	
保健所に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師並びに食品衛生検査所に勤務する一般技術員が、細菌、寄生虫卵等の検査に従事したときに支給する。	臨床検査技師及び衛生検査技師 従事した1日につき330円 一般技術員 従事した1日につき190円	保健所に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師が、細菌、寄生虫卵等の検査に従事したときに支給する。	従事した1日につき330円
保健環境研究所に勤務する一般技術員（食品衛生検査所に勤務する一般技術員を除く。）が、公衆衛生及び環境衛生に必要な試験、調査又は研究に従事したときに支給する。	従事した1日につき340円	保健環境研究所に勤務する一般技術員が、公衆衛生及び環境衛生に必要な試験、調査又は研究に従事したときに支給する。	従事した1日につき340円

- 2 施行期日

平成30年4月1日

No
32

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

高圧ガス保安法等の一部改正に伴い、高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査に係る手数料を新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 土壌汚染対策法の一部改正に伴う汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査等に係る手数料の新設（別表関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
土壌汚染対策法の規定に基づく汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1件につき70,000円
同法の規定に基づく汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	1件につき70,000円
同法の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査	1件につき70,000円

2 高圧ガス保安法に基づく事務に係る手数料の新設（別表関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	1件につき7,400円～340,000円
高圧ガスの製造のための施設の位置、構造等の変更の許可の申請に対する審査	1件につき3,200円～220,000円
高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	1件につき25,000円
高圧ガスの第一種貯蔵所の位置、構造等の変更の工事の許可の申請に対する審査	1件につき11,000円、14,000円
高圧ガスの製造のための施設の完成検査	1件につき2,400円～255,000円

(次頁に続く)

(続き)

輸入をした高圧ガス及びその容器の検査	1 件につき 13,000 円～27,000 円
特定施設の保安検査	1 件につき 7,700 円～370,000 円
容器検査又は容器再検査	1 個につき 80 円～16,000 円に 1,000 リットル又は 1,000 リットルに満たない端数を増すごとに 1,600 円を加えた金額
附属品検査又は附属品再検査	1 個につき 21 円～1,100 円
容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	1 件につき 16,000 円
容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	1 件につき 1,400 円

3 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料額の改定（別表関係）

手数料を徴収する事務及びその額について、全国的に統一して定めることが特に必要とされているものの手数料の額が改定されることに伴い、同令を標準として条例で定めている手数料の額について、改正後の同令で定める額と同額に改定することとする。

4 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

N o
3 3

北九州市市税条例の一部改正について

(財政局税務部税制課)

地方税法施行規則の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 条例に引用する法令の規定の整備（第42条関係）

現行	改正後
地方税法施行規則第10条の2の10	地方税法第343条第9項の総務省令で定めるもの

2 施行期日

公布の日

N o
3 4

北九州市芸術文化施設条例の一部改正について

(市民文化スポーツ局文化部文化企画課)

北九州市立響ホールに練習室を新設するため、関係規定を改めるもの

1 北九州市立響ホールの練習室の使用料の設定（別表第2関係）

区分	9時～12時		12時～17時		17時～22時	
	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
第1練習室	800円	950円	1,150円	1,400円	1,550円	1,850円
第2練習室	700円	850円	1,050円	1,250円	1,400円	1,700円

2 施行期日

規則で定める日

No 35	北九州市交通安全対策事業推進基金条例について (市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心都市整備課)
<p data-bbox="205 450 1402 607">黒土始氏から交通安全対策に関する事業の推進に役立てることを希望して北九州市に寄付された寄付金を基として、当該事業を推進するため、北九州市交通安全対策事業推進基金を設置するもの</p> <p data-bbox="248 689 501 725">1 条例の内容</p> <ul data-bbox="300 748 855 1144" style="list-style-type: none"><li data-bbox="300 748 667 784">(1) 設置 (第1条)<li data-bbox="300 806 815 842">(2) 基金の積立て (第2条)<li data-bbox="300 864 667 900">(3) 管理 (第3条)<li data-bbox="300 922 855 958">(4) 運用益金の処理 (第4条)<li data-bbox="300 981 740 1016">(5) 繰替運用 (第5条)<li data-bbox="300 1039 667 1075">(6) 処分 (第6条)<li data-bbox="300 1097 667 1133">(7) 委任 (第7条) <p data-bbox="248 1227 459 1263">2 施行期日</p> <p data-bbox="316 1285 459 1321">公布の日</p>	

N o
3 6

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

(保健福祉局地域福祉部介護保険課)

健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の特例の期間を延長するため、関係規定を改めるもの

- 1 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の特例の期間の延長（付則第6項関係）

現 行	改正後
平成30年3月31日まで	平成36年3月31日まで

- 2 施行期日

平成30年4月1日

No
37

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(保健福祉局障害福祉部障害者支援課)

社会福祉施設を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 保育所の廃止（別表第1関係）

名称	北九州市立中央保育所
位置	北九州市八幡東区中央一丁目11番1号

2 障害児入所施設の廃止（別表第1関係）

名称	北九州市立小池学園
位置	北九州市若松区大字小敷583番地の1

3 施行期日

平成30年4月1日

N o
3 8

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

(保健福祉局障害福祉部障害者支援課)

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、非常災害対策に係る基準を適用しない指定障害福祉サービス事業者の範囲を変更するため、関係規定を改めるもの

- 1 非常災害対策に係る基準を適用しない指定障害福祉サービス事業者の範囲の変更（第7条関係）

現行	改正後
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、 <u>就労定着支援又は自立生活援助</u> に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者

- 2 施行期日

平成30年4月1日

N o
3 9

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局健康医療部保険年金課)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定の基準を改める等のため、関係規定を改めるもの

1 葬祭費の額の引下げ (第 8 条関係)

現行	改正後
4 万円	3 万円

2 基礎賦課総額等の算定の基準の変更 (第 1 0 条の 3、第 1 4 条の 2、第 1 4 条の 1 1 関係)

市の国民健康保険の保険料を福岡県への国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとすることに伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額及び後期高齢者支援金等賦課総額並びに介護納付金賦課総額の算定の基準を変更する。

3 基礎賦課限度額の引上げ (第 1 3 条関係)

現行	改正後
5 4 万円	5 8 万円

4 保険料の軽減判定所得基準の緩和 (第 2 0 条関係)

軽減割合	現行	改正後
5 割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者の数の合計数に 2 7 万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者の数の合計数に 2 7 万 5, 0 0 0 円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合
2 割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者の数の合計数に 4 9 万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者の数の合計数に 5 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合

(次頁に続く)

(続き)

5 施行期日

平成30年4月1日

N o
4 0

北九州市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

(保健福祉局健康医療部保険年金課)

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者の範囲を変更するため、関係規定を改めるもの

1 保険料を徴収すべき被保険者の範囲の変更 (第2条関係)

現行	改正後
(1) 市に住所を有する被保険者 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項本文の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等に入院等をした際市に住所を有していた被保険者 (3) 同法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市に住所を有していた被保険者 (4) 同法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市に住所を有していた被保険者	(1) 市に住所を有する被保険者 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項本文の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等に入院等をした際市に住所を有していた被保険者 (3) 同法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市に住所を有していた被保険者 (4) 同法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市に住所を有していた被保険者 <u>(5) 同法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法第116条の2第1項本文の又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u>

2 施行期日

平成30年4月1日

N o
4 1

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(保健福祉局健康医療部健康推進課)

難病相談支援センターを新設するため、関係規定を改めるもの

1 難病相談支援センターの新設（別表第1関係）

名称	北九州市難病相談支援センター
位置	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

2 施行期日

平成30年4月1日

No 42	北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例について (保健福祉局健康医療部健康推進課)
<p data-bbox="210 439 1410 539">難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料について定めるもの</p> <p data-bbox="252 629 507 667">1 条例の内容</p> <p data-bbox="301 694 673 732">(1) 趣旨 (第1条)</p> <p data-bbox="301 759 673 797">(2) 過料 (第2条)</p> <p data-bbox="319 824 1410 1055">指定難病に係る医療受給者証の返還を求められて応じない者又は正当な理由がなく、特定医療費の支給に関して必要な報告等をしていない者若しくは虚偽の報告等をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p data-bbox="252 1149 462 1187">2 施行期日</p> <p data-bbox="319 1214 654 1252">平成30年4月1日</p>	

N o
4 3

北九州市旅館業法施行条例の一部改正について

(保健福祉局保健衛生部保健衛生課)

旅館業法の一部改正等に伴い、施設の構造設備の基準及び衛生に必要な措置の基準を変更する等のため、関係規定を改めるもの

1 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準の新設等（第2条、第3条関係）

(1) 営業種別の変更

現 行	改正後
ホテル営業及び旅館営業	旅館・ホテル営業

(2) 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準の新設

ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合に伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を新たに定めることとする。

2 簡易宿所営業及び下宿営業の施設の構造設備の基準の緩和（第4条、第5条関係）

簡易宿所営業及び下宿営業の施設の客室の床面積等の基準を緩和する。

3 旅館業の施設に係る衛生に必要な措置の基準の緩和（第8条関係）

照明の照度、防湿の措置等の基準を廃止する。

4 施行期日

平成30年6月15日

N o
4 4

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について
(子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、受給資格等の確認の方法を簡素化する等のため、関係規定を改めるもの

1 受給資格等の確認の方法の変更（第9条関係）

現行	改正後
支給認定保護者の提示する支給認定証	<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（当該者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則の規定による通知）</u>

2 条例に引用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定の条項ずれに伴う規定の整備（第16条関係）

現行	改正後
第3条第9項	第3条第11項

3 施行期日

平成30年4月1日

No 45	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について (環境局環境監視部産業廃棄物対策課)
----------	---

産業廃棄物の処理に係る特例の認定等に係る手数料を定めるため、関係規定を改めるもの

1 手数料の新設（別表第3関係）

種別	金額
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	1件につき 14万7,000円
同法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定	1件につき 13万4,000円

2 施行期日

平成30年4月1日

No 46	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例について (産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課)
----------	---

地域における産業の集積を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域における経済活動を牽引する事業を促進するため、製造業等に係る工場又は事業場の緑地面積率等に関する事項について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定めるもの

1 条例の内容

- (1) 趣旨 (第1条)
- (2) 定義 (第2条)
- (3) 区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合 (第3条、別表)

区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	若松区 響町一丁目 (工場立地特例対象区域のうち、準工業地域と定められた地域に限る。)、 響町二丁目 (工場立地特例対象区域のうち、準工業地域と定められた地域に限る。)	100分の10以上	100分の15以上
丙種区域	若松区 大字安瀬 (工場立地特例対象区域に限る。)、向洋町 (工場立地特例対象区域に限る。)、 響町一丁目 (工場立地特例対象区域のうち、工業専用地域と定められた地域に限る。)、 響町二丁目 (工場立地	100分の7以上	100分の10以上

(次頁に続く)

(続き)

	特例対象区域のうち、工業専用地域と定められた地域に限る。)	
--	-------------------------------	--

2 施行期日

公布の日

<p>N o 4 7</p>	<p>北九州市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例 について</p> <p style="text-align: right;">(産業経済局農林水産部農林課)</p>
<p>土地改良法の規定により市が施行する土地改良事業に要する経費に充てるため、同法の規定により賦課徴収する金銭及び特別徴収金に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 趣旨 (第1条)</p> <p>(2) 定義 (第2条)</p> <p>(3) 賦課金の徴収 (第3条)</p> <p>市は、土地改良事業を行うときは、その事業に要する経費に充てるため、受益者等に対し、受益者等の受ける利益を限度として賦課金を徴収することを定める。</p> <p>(4) 賦課金の額 (第4条)</p> <p>(5) 特別徴収金 (第5条)</p> <p>市は、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合には、その者から、特別徴収金を徴収することを定める。</p> <p>(6) 賦課金及び特別徴収金の免除等 (第6条)</p> <p>(7) 審査請求 (第7条)</p> <p>(8) 委任 (第8条)</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>	

N o
4 8

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(産業経済局農林水産部総合農事センター)

農業災害補償法施行規則の全部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する農業災害補償法施行規則の全部改正に伴う規定の整備（別表第2関係）

現 行	改正後
農業災害補償法施行規則第33条	農業保険法施行規則第117条第1項

- 2 施行期日

平成30年4月1日

<p>N o 4 9</p>	<p>北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 について</p> <p style="text-align: right;">(産業経済局公営企業設置準備室)</p>
<p>公営競技局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 趣旨 (第1条)</p> <p>(2) 給与の種類 (第2条)</p> <p>(3) 給料 (第3条)</p> <p>(4) 管理職手当 (第4条)</p> <p>(5) 扶養手当 (第5条)</p> <p>(6) 地域手当 (第6条)</p> <p>(7) 住居手当 (第7条)</p> <p>(8) 通勤手当 (第8条)</p> <p>(9) 単身赴任手当 (第9条)</p> <p>(10) 特殊勤務手当 (第10条)</p> <p>(11) 時間外勤務手当 (第11条)</p> <p>(12) 宿日直手当 (第12条)</p> <p>(13) 夜間勤務手当 (第13条)</p> <p>(14) 休日勤務手当 (第14条)</p> <p>(15) 管理職員特別勤務手当 (第15条)</p> <p>(16) 期末手当 (第16条)</p> <p>(17) 勤勉手当 (第17条)</p> <p>(18) 特定任期付職員業績手当 (第18条)</p> <p>(19) 退職手当 (第19条)</p> <p>(20) 支給額決定の基準 (第20条)</p> <p>(21) 給与の減額 (第21条)</p> <p>(22) 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与 (第22条)</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

(23) 配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与 (第23条)

(24) 育児休業の承認を受けた職員の給与 (第24条)

(25) 臨時職員及び非常勤職員の給与 (第25条)

(26) 再任用職員等についての適用除外 (第26条)

(27) 特定任期付職員についての適用除外 (第27条)

2 施行期日

平成30年4月1日

No 50	<p>北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建設局公園緑地部公園管理課)</p>
----------	---

公園施設の廃止に伴い、関係規定を改めるもの

1 高塔山売店の管理の使用料に係る規定の削除 (別表第1関係)

高塔山売店	1月につき	8,000円
-------	-------	--------

2 施行期日

平成30年4月1日

N o
5 1

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部改正について

(建築都市局計画部都市計画課)

建築基準法の一部改正等に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定の条項ずれに伴う改正（別表第2関係）

現行	改正後
第5条第15項	第5条第17項

- 2 条例に引用する建築基準法の規定の条項ずれに伴う改正（別表第2関係）

現行	改正後
別表第2（ち）項	別表第2（り）項
別表第2（り）項	別表第2（ぬ）項
別表第2（ぬ）項	別表第2（る）項

- 3 施行期日

平成30年4月1日

N o
5 2

北九州市特別工業地区建築条例の一部改正について

(建築都市局指導部建築指導課)

建築基準法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する建築基準法の規定の条項ずれに伴う改正（別表関係）

現行	改正後
別表第2（ぬ）項	別表第2（る）項

- 2 施行期日

平成30年4月1日

No 53	北九州市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の一部改正について (建築都市局指導部建築指導課)
----------	---

スポーツ及びレクリエーションに係る建築物の建築の制限を緩和する特別用途地区を追加する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する建築基準法の規定の条項ずれに伴う改正（第3条関係）

現行	改正後
第48条第1項から第12項まで	第48条第1項から第13項まで

- 2 特別用途地区の追加（別表関係）

特別用途地区の名称	建築することができる建築物
特別用途地区スポーツ・レクリエーション地区（桃園地区）	(1) 運動施設及びこれに付属する観覧場でこれらの床面積の合計が1万平方メートル以内のもの（第3号に掲げるものを除く。） (2) 運動施設及びこれに付属する建築物でこれらの床面積の合計が3,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの（次号に掲げるものを除く。） (3) 運動施設並びにこれに付属する建築物及び観覧場でこれらの床面積の合計が1万平方メートル以内のもの (4) レクリエーション施設に付属する観覧場で床面積が1万平方メートル以内のもの

- 3 施行期日

平成30年4月1日

N o
5 4

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(消防局警防部消防団・市民防災課)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額を改定するため、関係規定を改めるもの

1 補償基礎額に係る加算額の変更（第3条関係）

区分	現行	改正後
配偶者	3 3 3 円	2 1 7 円
子	1人につき2 6 7 円（配偶者がいない場合は、そのうち1人については3 3 3 円）	1人につき3 3 3 円
孫及びその他の扶養親族	1人につき2 1 7 円（配偶者及び子がいない場合は、そのうち1人については3 0 0 円）	1人につき2 1 7 円

2 施行期日

平成30年4月1日

N o
5 5

地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会条例について

(病院局経営課)

地方独立行政法人法第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会の所掌事務並びに組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項を定めるもの

1 条例の内容

(1) 趣旨 (第1条)

(2) 条例に基づく所掌事務 (第2条)

委員会は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項を処理する。

ア 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に関する認可について、市長に意見を述べること。

イ 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、市長に意見を述べること。

(3) 組織 (第3条)

(4) 委員等の任命 (第4条)

(5) 委員等の任期 (第5条)

(6) 委員長 (第6条)

(7) 会議 (第7条)

(8) 委任 (第8条)

2 施行期日

平成30年4月1日

No 57	砂津長浜線道路改良工事（27-1）請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">（技術監理局契約部契約課）</p>
<p>砂津長浜線道路改良工事（27-1）請負契約について、工期を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 既決工期 平成28年3月11日から平成30年3月15日まで2 変更工期 平成28年3月11日から平成31年6月28日まで	

No 58	土地改良事業の施行について <p style="text-align: right;">(産業経済局農林水産部農林課)</p>
<p>若松区大字安屋地内のため池整備事業を施行するもの</p> <p>1 施行事業名 ため池整備事業</p> <p>2 施行場所 北九州市若松区大字安屋地内</p> <p>3 事業の概要 若松区大字安屋地内のため池が老朽化し危険であるため、堤体及び取水施設を整備し、当該ため池の安全性の確保及び機能の回復を図ることにより、当該ため池から給水を受ける農地9.8ヘクタールの農業用水を確保し、もって農業生産性の向上を図る。</p> <p>4 概算事業費 7,600万円</p>	

No 59	鹿兒島本線八幡・黒崎間城山西線藤田架道橋改築工事委託協定の 一部変更について <p style="text-align: right;">(建設局道路部街路課)</p>
<p>鹿兒島本線八幡・黒崎間城山西線藤田架道橋改築工事委託協定の一部 を変更するもの</p> <p>1 既決委託金額 24億3,300万円</p> <p>2 変更委託金額 24億1,967万4,031円</p>	

No 60	黒崎城石黒崎1号線道路改築事業に伴う鹿児島本線黒崎駅構内自由通路新設工事委託協定の一部変更について (建設局道路部街路課)
<p data-bbox="225 450 1382 539">黒崎城石黒崎1号線道路改築事業に伴う鹿児島本線黒崎駅構内自由通路新設工事委託協定の一部を変更するもの</p> <ol data-bbox="225 622 1082 779" style="list-style-type: none"><li data-bbox="225 622 895 663">1 既決委託金額 9億7,987万円<li data-bbox="225 741 1082 779">2 変更委託金額 8億9,056万5,161円	

No 61	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更 に関する同意について <div style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市交通政策課)</div>
----------	--

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意するもの

基本財産の額の変更（第16条関係）

		変 更 前	変 更 後	増 加 額
基本財産の額		2,221億6,760万円	2,229億3,560万円	7億6,800万円
出 資 の 額	福 岡 県	1,110億8,380万円	1,114億6,780万円	3億8,400万円
	福 岡 市	823億3,600万円	827億2,000万円	3億8,400万円
	北九州市	287億4,780万円	287億4,780万円	0円

No 62	市有地の処分について <p style="text-align: right;">(港湾空港局みなと振興部物流振興課)</p>
<p>門司区新門司北一丁目に所在する市有地を物流関連施設用地として売り払うもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 土地の地目及び所在地 宅地 門司区新門司北一丁目11番4 2 土地の面積 1万719.57㎡ 3 売払い予定金額 2億5,619万7,723円	

No 63	市有地の処分について (港湾空港局みなと振興部物流振興課)
<p>門司区新門司北一丁目に所在する市有地を倉庫用地として売り払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 雑種地 門司区新門司北一丁目15番6 宅地 門司区新門司北一丁目16番9</p> <p>2 土地の面積 3万6,513.34㎡</p> <p>3 売払い予定金額 7億1,201万130円</p>	

No 64	市有地の処分について <p style="text-align: right;">(港湾空港局みなと振興部物流振興課)</p>
<p>門司区新門司北二丁目に所在する市有地を物流関連施設用地として売り払うもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 土地の地目及び所在地 宅地 門司区新門司北二丁目10番5 2 土地の面積 1万1,550.52㎡ 3 売払い予定金額 2億4,718万1,128円	

N o
6 5

地方独立行政法人北九州市立病院機構の定款について

(病院局経営課)

病院事業を行う地方独立行政法人を設立するため、定款を定めるもの

1 定款の内容

(1) 総則（第1条—第6条）

ア 目的（第1条）

イ 名称（第2条）

ウ 設立団体（第3条）

エ 事務所の所在地（第4条）

オ 特定地方独立行政法人又は一般地方独立行政法人の別（第5条）

カ 公告の方法（第6条）

(2) 役員及び職員（第7条—第16条）

ア 役員の定数（第7条）

イ 役員の職務及び権限（第8条）

ウ 理事長の任命（第9条）

エ 理事長以外の役員の任命（第10条）

オ 役員の任期（第11条）

カ 職員の任命等（第12条）

キ 理事会の設置及び構成（第13条）

ク 理事会の招集及び議事（第14条・第15条）

ケ 理事会の議決事項（第16条）

(次頁に続く)

(続き)

(3) 業務の範囲及びその執行 (第17条—第19条)

ア 施設の設置及び管理 (第17条)

イ 業務の範囲 (第18条)

イ 業務方法書 (第19条)

(4) 資本金等 (第20条・第21条)

ア 資本金等 (第20条)

イ 解散に伴う残余財産の帰属 (第21条)

(5) 雑則 (第22条)

規程への委任 (第22条)

2 施行期日

法人の成立の日

<p>N o 6 6</p>	<p>包括外部監査契約締結について</p> <p style="text-align: right;">(行政委員会事務局監査第一課)</p>
<p>1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</p> <p>2 契約の始期 平成30年4月1日</p> <p>3 契約金額 1,600万円を上限とする額</p> <p>4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い</p> <p>5 契約の相手方及びその資格 北九州市八幡西区東鳴水四丁目10番21号 神尾康生 公認会計士</p>	

No.	件名	要 旨	
平成 29 年度 予算 規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	137億 666万 5千円	5,857億 6,423万 6千円
	特別会計	37億 4,400万円	5,700億 6,001万 1千円
	企業会計	7億 5,000万円	1,291億 6,015万円
	合 計	182億 66万 5千円	1兆 2,849億 8,439万 7千円
67	平成 29 年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 137億 666万 5千円 2 総 額 5,857億 6,423万 6千円	
68	平成 29 年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 6億 1,600万円 2 総 額 1,326億 4,000万円	
69	平成 29 年度北九州市 卸売市場特別会計 補正予算について	1 補正額 0円 2 総 額 8億 7,570万円	
70	平成 29 年度北九州市 競輪、競艇特別会計 補正予算について	1 補正額 29億 3,900万円 2 総 額 1,282億 100万円	

71	平成 29 年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	0 円 20 億 7,370 万円
72	平成 29 年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	0 円 49 億 2,200 万円
73	平成 29 年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	0 円 46 億 1,900 万円
74	平成 29 年度北九州市 学術研究都市土地区画 整理特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	0 円 27 億 300 万円
75	平成 29 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	1 億 8,900 万円 6 億 3,460 万円
76	平成 29 年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	7 億 5,000 万円 530 億 3,615 万円